



日刊 動力労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(労働組合館)

電話 | (鉄道) 千葉 2935・2936番
(公) 千葉 (22) 7207番

92.1.27 No.3528

千葉転支部 市東君への不当処分弾劾

出勤停止の重処分!

25日

一月二十日 J.R.千葉支
社は、千葉転支部市東君
に対し、出勤停止二十五
日という重処分を下した。
理由は、昨年六月に運転
席でちょっと雑誌をひろ
げたことが、出勤停止二
十五日の重処分にあたる。

社は、千葉転支部市東君
に対し、出勤停止二十五
日という重処分を下した。
理由は、昨年六月に運転
席でちょっと雑誌をひろ
げたことが、出勤停止二
十五日の重処分にあたる。

理由は唯一 「動労千葉憎し」

市東君は昨年十二月十
日、『乗務カバンに雑誌
を入れていた』との理由
で、乗務を停止され、以
降四十日間も一室にとじ
こめられ、毎日就業規則
等の書き写しをさせられ
るという、虐待的扱いを
強制されてきた。しかし、
この乗務停止に関する団
交のなかでは、「個人に
貸与したカバンの中に雑
誌を入れていたことのな
にが悪いのか」との組合
側の質問に対し、当局は
全く回答することができ
ず、メロメロになってしま
つたのである。そこで

市東君は昨年十二月十
日、『乗務カバンに雑誌
を入れていた』との理由
で、乗務を停止され、以
降四十日間も一室にとじ
こめられ、毎日就業規則
等の書き写しをさせられ
るという、虐待的扱いを
強制されてきた。しかし、
この乗務停止に関する団
交のなかでは、「個人に
貸与したカバンの中に雑
誌を入れていたことのな
にが悪いのか」との組合
側の質問に対し、当局は
全く回答することができ
ず、メロメロになってしま
つたのである。そこで

明らかだ!
差別処分だ!

千葉支社運輸課は
素人以下

しかも、こんなささい
な問題で出勤停止二十五
日などというのは、見た
ことも聞いたこともない、
驚くべき重処分である。

千葉転ではかつて、革
が許されていいのか!こ
れは『動労千葉憎し』の
みを理由とした明白な不
當処分だ。元凶は土岐区
長である。断じて許すこ
とはできない。

馬鹿分子永島が、当直助
役のエリ首をつかんで上
着のボタンがとぶほどに
あばれまわり、しかも、
乗務予定の勤務を放り出
して職場放棄、自宅へ帰
ってしまうという事件が
発生した。このときの処
分がたんなる減給である。
今回の問題とはくらべも
のにならないような重大
な事件である。要するに
『革マルは何をやっても
好き勝手、動労千葉の組
合員は何の理由がなくて
も重処分』——これが今
回の処分攻撃の本質であ
る。

現在展開されている、第一波・第二波スト
公労法解雇公判の解雇無効 地位確認判決を
求める署名運動は、全国的に大きな反響を呼
び、連日千葉県下はもとより各地から多数の
署名入りの用紙が送られてきています。

その中には、激励の手紙や心からのカンパ
が同封されているものもあり、動労千葉の闘
いに対する期待と関心の深さが物語られています。

署名運動をさらに展開し、解雇無効の勝利
判決をかちとろう!

一・三〇総決起集会へ結集し、千葉地裁を
包囲しよう!

(ここに手紙の一部を紹介します)

前略
また、この間、千葉支
社運輸課によつて、素人
以下の列車設定によつて、
四十分も団体列車が立往
生するというおどろくべき
事件が起きている。銚子
発の団臨列車を、東金
線を回して東京に入れて

1/30集会へ結集を

しまつたのである。当然、たのが、出勤停止二十五
上り・下りが逆になり、日にあたいするとすれば、
A.T.C.で錦糸町に立往生 これはいつたいどのよう
してしまつた。これが千 な処分にあたいするとい
わわれは、断じて不 準准なのだ。

運転席で雑誌をひろげ 当処分を許さない!
葉支社運輸課の『技術水 うのか!

1992年1月20日